平成３０年（フ）第１５３号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3142番地４
債務者　飯島　由香
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１６２号
千葉県四街道市大日1623番地１（あすみの丘）
債務者　佐藤隆こと　佐藤　**隆**
法定代理人成年後見人　武藤　州範
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４１号
岐阜県中津川市茄子川1671番地の50　アルトラマンション201
債務者　村上　元三
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１２２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田46番地２ハイツアグラ204号
債務者　松原　徹男
１　決定年月日時　平成30年６月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第９６号
高知県香美市土佐山田町須江432番地３
債務者　樫谷　希歩
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３０号
北海道夕張郡長沼町宮下３丁目14番１号
債務者　新谷　　律（旧姓南山）
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３１号
北海道夕張郡長沼町錦町北１丁目12番３－103号
債務者　小西　広敏
１　決定年月日時　平成30年６月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第１０５号
群馬県高崎市双葉町26番11号　レジデンスエバラ101号
債務者　藤本　康弘
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１１６号
群馬県高崎市倉渕町権田2610番地
債務者　大川原ひろみ
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第４５１号
京都市右京区太秦森ケ前町17番地12　サニーハウス３Ｂ号
債務者　高橋　善成
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４６８号
京都市伏見区南寝小屋町46番地　ピジョンハイツイトー402号室、住民票上の住所京都市南区吉祥院中河原里北町39番地５　朝倉方
債務者　稲村　耕也（債務発生時の姓朝倉）
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５０７号
京都市山科区西野山桜ノ馬場町１番地４、住民票上の住所京都市山科区西野山中鳥井町97番地　山科マンション３階33号
債務者　藤田麻千子
１　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
岡山県美作市田殿373番地１、前住所岡山県美作市楢原上790番地１　サニーサイドアルファ101号室
債務者　中村　真奈
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第１１号
岡山県真庭市中河内2150番地３　コーポミスティ102号、前住所岡山県津山市神戸451番地
１　レジェンドＢ201
債務者　早瀬　右祐
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第１５号
岡山県津山市院庄262番地　１号
債務者　杉岡　　宏
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第２９号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1551番地23　アンシャンテ和田浜Ａ203号室、住民票上の住所香川県観音寺市豊浜町和田浜1275番地
債務者　藤村　将太
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第３０号
福岡県大牟田市長溝町５番地３
債務者　浅田　**禮**三
１　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部